

# 企業等で新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、感染拡大防止のため当保健所が「感染症法」という法律に基づき積極的疫学調査として、接触者等の調査を実施します。ご協力をお願いします。

## 【まず保健所が行うこと】

### ○感染者に対して：

- ・入院勧告と就業制限を通知し、国の定める退院基準を満たすまで継続されます。
- ・感染者本人から聞き取り調査を行い、勤務先への連絡は感染者本人からさせていただきます。

### ○感染者の勤務先に対して：

- ・責任者の方に連絡した上で、感染者の方の出勤状況等について確認をさせていただきます。

## 【企業等の皆様にお願ひすること】

### 感染者本人から一報があったら

- 感染者が在籍する部署のフロア見取り図や勤務表の用意
- 保健所との連絡窓口となる担当者の決定
- 従業員等の体調確認
- 感染者や不特定多数の方が触れた部分の消毒

※保健所が直接消毒を行うことはありませんが、方法などについての助言は可能です

### 保健所からの連絡後

- 保健所が濃厚接触者として判断した方のリスト作成・提出
- 濃厚接触者の健康観察や外出自粛へのご理解・ご協力

## 【濃厚接触者について】

◎濃厚接触者とは、感染者の感染可能期間(症状の出る2日前から)に感染者と接触した者のうち、

- ・同居あるいは車の同乗を含む長時間の接触があった者
- ・1m以内の距離で、感染者とマスクなどの感染予防策なしに15分以上接触があった者などをいいます。

※濃厚接触者の外出自粛に関わる勤務体制の変更等につきましては、濃厚接触者自身と勤務先とで相談し、判断してください。また、企業等の休業を保健所が指示することはありません。